

事務連絡
令和2年4月15日

就労移行支援
就労継続支援 事業所 各位
就労定着支援

港区 保健福祉支援部
障害者福祉課長 横尾 恵理子

港区における新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系事業の取扱い等について（通知）（第2報）

新型コロナウイルス感染症への対応のため、就労系事業所に対し、厚生労働省より令和2年4月13日「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（その4）」が通知されております。区が支給決定を行った利用者の対応にあたっては、各事業所において、下記の点を確認のうえ、ご対応をお願いいたします。

記

1 在宅支援について

- (1) 利用者の意向を確認すること（在宅での支援が「不要」と利用者の意向がある場合は、サービスの提供とはみなされません）また、在宅での支援においても利用者負担が発生することから、あらかじめ利用者に丁寧に説明を行うこと
 - (2) 次の在宅支援体制を整えていること
 - ア. 在宅で利用者が行う作業活動、訓練等のメニュー（以下「支援内容」）が確保されていること
 - イ. 利用者の支援にあたり、1日2回（利用者の希望によっては2回以上）は、連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援が行われ、日報が作成されていること
 - ウ. 支援内容を行う上で疑義が生じた際の利用者からの照会等に対し、随時、連絡（メール、電話、FAX等）による必要な支援が提供できること
 - エ. 連絡（メール、電話、FAX等）により、利用者に対する訓練目標に対する評価を定期的実施すること
- ※新型コロナウイルス対策期間中の事業所職員による訪問や利用者による事業所への通所は、感染予防のため実施しなくても構いません
- ※就労定着支援事業は、上記イ・ウは必要に応じて実施してください。

- (3) 利用者の支給決定を行った各地区総合支所区民課保健福祉係の保健師又はケースワーカー（以下「区担当者」）に、利用者の状態等及び事業所が利用者に実際に在宅で提供できる支援内容について、連絡・確認しておくこと
※この確認が、厚生労働省通知（第3報）にある「市町村が認める場合」となります。
- (4) 確認した利用者の意向や状態等、事業所が提供できる支援内容を盛り込んだ、在宅期間中の個別支援計画（コロナ対策用）を作成し、在宅での支援内容について同意を得ておくこと（書面でのやり取りは後日でも可としますが、同意の関する連絡メールや電話等の内容、提供した支援内容について、記録し保管すること）
- (5) 在宅支援中のサービス提供記録は、提供日に作成し、連絡（メール、電話、FAX等）によって利用者から確認を受けること。なお、書面による確認は、事後的に行うことを妨げない

2 個別支援計画の作成、モニタリングの実施等について

新型コロナウイルス感染症予防に伴い、個別支援計画見直等にあたって利用者と面談ができない事情が発生した場合については、利用者との面談は事後的に行うこととし、電話や郵便等の対応での確認及び同意にて対応することを妨げない。ただし、その場合の電話等での対応の記録を残したうえで、事後で面談を実施すること

3 標準利用期間が設定されているサービスについて

今後、年度内に、標準利用期間（更新後の標準利用期間含む。）の終了を迎える利用者について、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことによりサービスの利用継続が必要であると認められる場合においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、臨時的な取扱いとして、「原則1回」を含む現行の取扱いに関わらず、最大1年間までの範囲内で更新することを可能とする。なお、利用更新を希望する場合は、担当保健師又はケースワーカーに相談すること

※当初の計画及び対応に伴う変更理由等の報告や、対応期間中の実績記録の提出を求めることがあります。

< 参 考 >

- ・令和2年4月13日 新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）
- ・令和2年3月9日 新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）
- ・令和2年3月2日 新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の取

扱い等について（第2報）

・令和2年2月20日 新型コロナウイルスの対応に伴う就労継続支援事業の
取扱い等について

<問い合わせ先>

港区 保健福祉支援部 障害者福祉課
障害者事業所支援係 杉山 真一 03-3578-2667
障害者支援係 坪井 清徳 03-3578-2462
minato43@city.minato.tokyo.jp